小西労務管理事務所通信

7
July
2012

発行：小西労務管理事務所
〒732-0031　広島市東区馬木九丁目３番16号
TEL 082-899-8100　FAX　082-899-4113　email : aero0713@gmail.com
発行日：2012年6月27日

最新情報　個別労働紛争相談件数と助言・指導申出件数、過去最高！

厚生労働省から、平成23年度の個別労働紛争解決制度の施行状況が公表されました。

■□■　平成23年度の相談、助言・指導、あっせん件数　■□■

総合労働相談件数	110万9,454件
民事上の個別労働紛争相談件数	25万6,343件
助言・指導申出件数	9,590件
あっせん申請受理件数	6,510件

■□■　平成23年度の状況のポイント　■□■

◆いずれも高水準で推移している。民事上の個別労働紛争相談件数と助言・指導申出件数は、過去最高を記録した。

◆紛争内容は、『いじめ・嫌がらせ＊』などが増加し、『解雇』に関する相談が減少するなど、多様化する傾向にある。　＊『いじめ・嫌がらせ』には、職場のパワーハラスメントに関するものを含む。

◆助言・指導は1か月以内に96.8％、あっせんは2か月以内に94.5％が手続を終了しており、『簡易・迅速・無料』という制度の特徴を活かした運用がなされている。

■□■　あっせんとは例えばどんなもの？　■□■

整理解雇についての事案（厚生労働省発表の事案）

事案の概要	申請人は、５年前から○○会社△△営業所の正社員として勤務していたが、業績不振を理由に△△営業所が閉鎖となり、解雇を通告された。 業績不振というが、近隣の地域の他の営業所に配置転換となった同僚が何人もいて、申請人は、自分が整理解雇される理由がわからず、また解雇に関する説明を求めても「あなたに働いてもらう場所がないから」と言われるだけであった。 申請人としては、○○会社が解雇を回避する努力を十分に行ったとは思えず、経済的損失・精神的苦痛に対して補償金として、半年分の給料を求めたいとしてあっせん申請したもの。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が双方の主張を聴き、当事者間での調整を図ったところ、解決金として２５万円を支払うことで合意し、解決した。

労働契約や就業規則の内容に不備や矛盾があると紛争の火種となります。貴社にも紛争の火種があるかもしれません。不安な方は、お気軽にご相談ください。労働契約や就業規則のリスク判定をいたします。

新情報！　「改正育児・介護休業法」が全面施行されます！

平成21年に改正された「育児・介護休業法」のうち、従業員数 100 人以下の企業には猶予されていた制度が、7月1日より適用されます！

■□■　100人以下企業で7月1日から適用となる改正育児・介護休業法の主要制度の概要　■□■

◇介護休暇◇

要介護状態にある対象家族＊の介護や世話を行う従業員が申し出た場合、１日単位での休暇取得を認めなければなりません（休暇日数の限度は、対象家族が１人ならば年５日、２人以上ならば年 10 日）。

＊「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、「対象家族」とは、従業員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母をいいます。

対象となる従業員…原則としてすべての男女従業員。勤続年数６か月未満の従業員と週の所定労働日数が２日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

◇所定外労働の制限◇

３歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

対象となる従業員…原則としてすべての男女従業員。勤続年数１年未満の従業員と週の所定労働日数が２日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

◇短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）◇

３歳に満たない子を養育する従業員で育児休業をしていないものに対し、１日の所定労働時間を原則６時間に短縮する制度を設けなければなりません。

対象となる従業員…原則として、１日の所定労働時間が６時間を超えるすべての男女従業員。

ただし、次のａ～ｃの従業員は、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

ａ　当該事業主に引き続き雇用された期間が１年に満たない従業員

ｂ　週の所定労働日数が２日以下の従業員

ｃ　業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

☆新たにこれらの制度の対象となる企業では、あらかじめ就業規則などに制度を定め、従業員に周知しておく必要があります。就業規則などへの規定がお済みでない場合は、ご相談ください。

お仕事カレンダー

7/10
- ●健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出
- ●労働保険料概算・確定申告書の提出
- ●労働保険料の納付
- ●労災保険一括有期事業報告書の提出
- ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
  主な対象事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
- ●6 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- ●特例による源泉徴収税の納付(1 月～6 月分)

7/15
- ●障害者雇用状況報告書、高年齢者雇用状況報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限
- ●所得税予定納税額の減額申請

7/31
- ●労働者死傷病報告書の提出
- ●6 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ●所得税の予定納税額の納付
- ●5 月決算法人の確定申告・11 月決算法人の中間申告
- ●8 月・11 月・翌年 2 月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より　最近、早朝散歩を始めました。AM5:00 から約 45 分間、新鮮な空気を吸いながら 1 秒に 2 歩のペースで歩いていると、アタマがすっきりして気持ちがポジティブになってきます。「前向きに、前向きに」と、ひとりでつぶやきながら歩いています（笑）